



## やさしく読み解くSDGs (1) - SDGsとは何者なのか -

**視 点**

民間の調査結果によれば、SDGs への一般の認知度は近年とみに高まる一方、内容まで含めた理解度等については課題が残る現状が示唆されている。

本稿では、2015年9月の国連サミットで採択された行動計画である『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』（以下「2030アジェンダ」という。）に立ち返って、実際に書かれている中身（SDGsの理念や背景等）を読み解きながら、「SDGsとは何者なのか」を探っていく。

併せて、民間セクターの役割が同アジェンダの中でどのように想定されているか等を押さえるとともに、民間セクターのSDGsへの向き合い方についても言及する。

**要 旨**

- 「2030 アジェンダ」には、その理念、すなわち、人間 (people)、地球 (planet)、繁栄 (prosperity) に関わる課題や危機感の高まり等を背景に「世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる」ことを目指すことが謳われている。
- SDGs は、国際開発を巡る過去の様々な議論や合意を土台に、課題解決の主体を、先進国を含む各国政府だけでなく民間セクター等にまで広げて取りまとめられたものであり、「2030 アジェンダ」には、持続的な発展に向けた当事者（民間セクターを含む）の役割が各所で言及されている。
- 「2030 アジェンダ」自体、国連での採択をもって加盟国に法的な拘束力を及ぼすものではなく、ましてや各国の民間セクターに履行義務が発生するという事はないが、格差（不平等）や資源・環境といった課題認識の下、長年の議論と交渉を経て成立した地球レベルの枠組みは、少なくとも中期的には方向性を変えず推進されることが予想される。
- その大きな流れを踏まえれば、民間セクターにとって SDGs を考慮に入れることは、事業の安定と発展に不可欠である。

**キーワード** SDGs、持続可能な開発、持続可能な発展、ゴール、ターゲット、MDGs

## 目次

はじめに

1. “SDGs”（邦訳「持続可能な開発目標」）の建付けを改めて確認する
2. 「2030 アジェンダ」の章立てと主要ポイント
3. 「2030 アジェンダ」に至る“sustainable development”の系譜
4. 民間セクターとして SDGs にどう向き合うべきか

おわりに

## はじめに

SDGs の認知度が近年とみに高まっている。朝日新聞社が 2017 年から行っている「SDGs 認知度調査」の最新結果（2020 年 12 月実施分）によると、「SDGs という言葉を聞いたことがあるか」という質問に対し「ある」と答えた人の割合は全国で 45.6% に上るといふ。前回調査（2020 年 2 月実施分）と比較可能な東京都・神奈川県では、「ある」と答えた人の割合は更に高く 52.7% と、前回の 32.9% から大きく上昇した。

一方で、仕事を通じて SDGs を知ったと回答した人に「（仕事で SDGs に取り組むにあたっての）課題」を訊ねたところ、回答の多い順に「社会的な認知度が高まっていない」、「定量的な指標など活動の評価方法」、「社内（団体内）での理解度が低い」といった課題認識が示されている。ちなみに、「SDGs という言葉を聞いたことがある」とした回答者のうち、企業や団体または個人として SDGs に「既に取り組んでいる」と答えた人の割合は 12.9% にとどまっている。

新聞紙上に目を転じれば、SDGs 関連イベントの広告がしばしば掲載されており、テーマも「海洋プラスチックごみ」、「気候変動」、「デジタル・イノベーション」などと多岐に亘る。

一見しただけでは共通項が掴みにくい“各論編”とも映るフォーラムが活況を呈する一方で、上述のような課題認識が底溜まっていることを示唆する調査結果は、「17 のゴール」には相応の“取組み”を行いつつも、土台部分で SDGs の核心が掴み切れていない現状を映しているように思われる。

本稿では、ここに至る SDGs の潮流を画する原点となった『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』<sup>1</sup>（2015 年 9 月の国連サミットで採択）を取り上げ、SDGs の理念や背景等を改めて読み解くことを通じて、「SDGs とは何者なのか」を探っていきたい。

なお、本調査情報では、引き続き数回に分けて、企業が SDGs に取り組む意義や方法論、さらには ESG といった領域へと議論を展開していく予定である。

<sup>1</sup> “Transforming our world: the 2020 Agenda for Sustainable Development”

## 1. “SDGs”（邦訳「持続可能な開発目標」）の建付けを改めて確認する

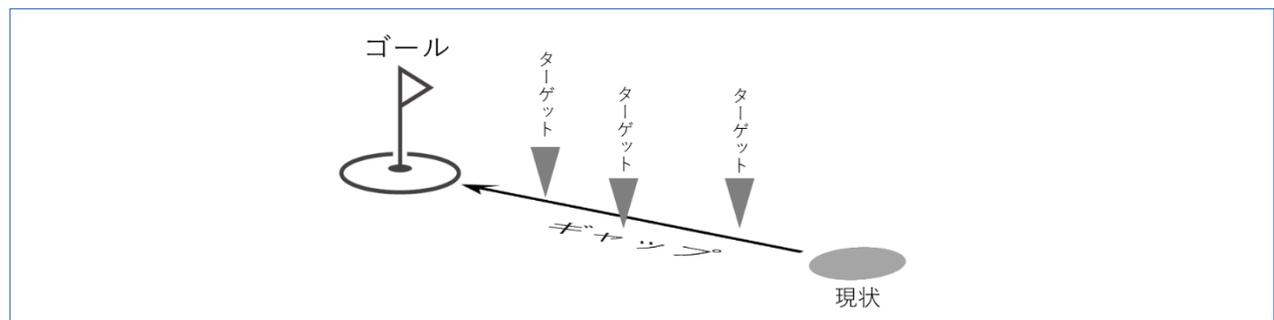
具体的な議論に入る前に、ここで“SDGs”とその建付けについて確認しておきたい。

“SDGs”（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月に国連サミットで採択された行動計画『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（以下「2030アジェンダ」という。）に登場する「17のゴール」を指す。「ゴール（Goals）」ゆえ、「現状の外に設定された、目指す形」という位置づけになる。

「持続可能な開発目標」が定訳となっていることから、「目じるし、目的を達成するために設けたためあて、<sup>ま</sup>的」<sup>2</sup>を思い浮かべる向きもあるかもしれないが、「目標」は、むしろ「ターゲット（targets）」の方がそれに近い。実際、「2030年までに・・・」といった時間軸が個別に示されているのは「ターゲット」の方である。

「2030アジェンダ」に「ゴール」「ターゲット」の子細な定義は示されていないが、語義的にも<sup>3</sup>、「ゴール」は「目指す形、あるべき姿」、「ターゲット」は「個別施策、マイルストーン」と理解するのが妥当と思われる。

<図表1>「ゴール」と「ターゲット」のイメージ



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

「2030アジェンダ」における「ゴール」と「ターゲット」の建付けを示したのが次ページの<図表2>である<sup>4</sup>。目指すのは、あくまで「ゴール」であるが、観念的になりがちな「ゴール」の姿をイメージするには、個別のターゲットを理解することが重要になる。

なお、後述するように、「2030アジェンダ」では、「ターゲット」を具体的に設置する主体は各国政府とされている<sup>5</sup>。このことから考えて、「2030アジェンダ」に掲げられている“169のターゲット”は絶対的なものではなく“例示”と解する余地もある。

<sup>2</sup> 広辞苑（第七版）

<sup>3</sup> “Goal”は「先行きの長い目的で、通常その達成には全身全霊を傾ける必要のあるもの」、「target」は「具体的にかちとりたもの」とされる。（最所フミ（2003）『英語類義語活用辞典』筑摩書房）

<sup>4</sup> 各「ゴール」と「ターゲット」の内容については、巻末資料参照

<sup>5</sup> 本稿7ページ「③各国レベルでのターゲット設定とモニタリング」参照

<図表 2> 「ゴール」と「ターゲット」の構成<sup>6</sup>

持続可能な発展に向けたゴール (Sustainable Development Goals: SDGs)		ターゲット (targets)
ゴール 1.	あらゆる形態の <b>貧困</b> を世界から一掃する	1.1 . . . . . 1.2 . . . . .
ゴール 2.	<b>飢餓</b> を終わらせ、食の充足と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業の振興を図る	2.1 . . . . . 2.2 . . . . .
ゴール 3.	老若を問わずすべての人々に <b>健康的な生活</b> を確保し、 <b>幸福</b> を増進する	. . . . .
ゴール 4.	すべての人々に、誰でも受けられる公正で <b>質の高い教育</b> を用意し、生涯学習の機会を増進する	. . . . .
ゴール 5.	<b>ジェンダー平等</b> を実現し、すべての女性と若年女性のエンパワメントを図る	. . . . .
ゴール 6.	すべての人々が <b>水と衛生設備</b> の利用、ならびに持続的な保守管理を確実に受けられるようにする	. . . . .
ゴール 7.	廉価かつ信頼できる持続可能な <b>近代的エネルギー</b> を、すべての人々が確実に利用できるようにする	. . . . .
ゴール 8.	継続的で包摂的かつ持続可能な <b>経済成長</b> と、完全で生産的な <b>雇用関係</b> 、ならびに <b>きちんとした仕事 (decent work)</b> がすべての人々に行き渡るよう促進する	下記参照
ゴール 9.	強靱な <b>インフラ</b> を構築し、包摂的で持続可能な <b>産業化</b> を進め、 <b>イノベーション</b> を育む	. . . . .
ゴール 10.	各国内および各国間の <b>不平等</b> を減らす	. . . . .
ゴール 11.	<b>都市や居住地</b> の包括性、安全性、強靱性、持続可能性を向上させる	. . . . .
ゴール 12.	<b>持続可能な消費と生産のあり方</b> を確実なものにする	. . . . .
ゴール 13.	<b>気候変動</b> とその影響を食い止めるため緊急対策を実施する	. . . . .
ゴール 14.	持続可能な開発に向け、 <b>海洋および海洋資源</b> の保全を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を進める	. . . . .
ゴール 15.	<b>陸域生態系</b> の保護・回復を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を推進し、持続可能な森林経営を行い、砂漠化を食い止め、土地の劣化を反転回復し、生物多様性の喪失を阻止する	. . . . .
ゴール 16.	持続可能な発展に向け <b>平和で包摂的な社会づくり</b> を推進し、すべての人々に <b>司法へのアクセス</b> を提供し、あらゆるレベルで実効性と説明力の高い包摂的な制度を構築する	. . . . .
ゴール 17.	<b>「持続可能な発展に向けたグローバル・パートナーシップ」</b> 取組の施策強化と再活性化を図る	. . . . .

「ゴール 8.」の「ターゲット」 (※全「ターゲット」については巻末資料参照)

8.1	各国の状況に応じ1人当たりの経済を持続成長させ、特に後発開発途上国にあっては少なくとも年7%のGDP成長率を保つ。	8.7	強制労働の根絶、現代的奴隷制と人身売買の終息、子ども兵士の募集・使用など最悪形態の児童労働の確実な禁止・撤廃に向けた効果的な措置をただちに実施し、あらゆる形態の児童労働を2025年までに終息させる。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化や技術向上、イノベーションを通じて、より高いレベルの経済生産性を達成する。	8.8	移住労働者（特に女性の移住労働者）や不安定な雇用状態にある人々を含め、すべての労働者を対象に、労働基本権を保護し安全・安心な労働環境を促進する。
8.3	生産的な活動、きちんとした仕事の創出、起業家精神、創造性やイノベーションを支援する発展重視型の政策を推進し、金融サービスの提供などを通じて中小零細企業の設立や成長を促す。	8.9	2030年までに、雇用の創出や地域の文化・産品プロモーションにつながる、持続可能な観光業の推進に向けた政策を立案・実施する。
8.4	消費と生産における世界の資源効率を2030年にかけて着実に改善し、先進国の主導のもと、「持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組み」に従って、経済成長と環境悪化を切り離すよう努める。	8.10	銀行取引、保険、その他金融サービスの利用促進、ならびにすべての人々への利用機会拡大に向け、国内金融機関の能力強化を図る。
8.5	2030年までに、完全で生産的な雇用関係、きちんとした仕事（ディーセント・ワーク）、同一労働同一賃金が、若者や障害者を含むすべての女性・男性に行き渡るようにする	8.a	「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)」などを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」を拡大する。
8.6	2020年までに、職業にも学業・職業訓練にも就いていない若者の割合を大幅に低減させる。	8.b	2020年までに、若者の雇用のためのグローバル戦略を展開・運用可能にし、国際労働機関(ILO)の「仕事に関する世界協定」を実施する。

(備考)「2030 アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成

<sup>6</sup> なお、17個の“ピクトグラム”(アイコン)は表には含めていない。(「2030 アジェンダ」の記載事項ではないため。) ちなみに、国連公用6か国語でのピクトグラムは、2015年9月時点で存在しており広報活動等でも使用されていたが、日本語版ピクトグラムは、「2030 アジェンダ」の採択後に、独自のコピーを加えて日本で作成・公表されたものである。  
([https://ungejn.org/sdgs/archive/1802\\_hakuhodo.html](https://ungejn.org/sdgs/archive/1802_hakuhodo.html))

## 2. 「2030 アジェンダ」の章立てと主要ポイント

SDGs を語る際、一般に「ゴール」と「ターゲット」（特に「ゴール」）に焦点を当てた説明がなされがちであるが、ここでは「2030 アジェンダ」を概観しておきたい。

その理由は、行動計画である「2030 アジェンダ」には「ゴール」や「ターゲット」に関連する様々な決め事（理念、関連主体の役割、実行プロセス等）が記されており、そういった“補助線”と併せて見ていくことが SDGs の本質の理解につながると考えるからである。

なお、「2030 アジェンダ」は英語版で約 35 ページ（単語数にして 1 万 5000 ワード）に及ぶことから、本稿ではいくつかのポイントに絞って抜粋し解説する。

<図表 3> 「2030 アジェンダ」の構成

	序文 <i>Preamble</i>	宣言 <i>Declaration</i>	持続可能な発展に向けたゴール ならびに ターゲット  <i>Sustainable Development Goals and targets</i>	実行手段と グローバル・パートナーシップ  <i>Means of Implementation and the Global Partnership</i>	フォローアップ と振り返り  <i>Follow-up and Review</i>
分量 (英文ページ)	約1.5ページ	約10ページ	約15.5ページ	約4ページ	約4ページ
コンテンツ ／内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「2030アジェンダ」の位置づけ・理念等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認識を共有すべき事実関係の確認</li> <li>■“ゴール”に関する背景等の補足</li> <li>■様々な決め事（効力発生時期、国家の達成責任、民間セクターの位置づけ、フォローアップと振り返りの方法等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全“ゴール”ならびに全“ターゲット”の表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「2030アジェンダ」の遂行に不可欠な、政府や民間セクター、市民社会、国連機関等による連携取組みの重要性の確認等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各レベル（国、国際地域、グローバル）でのフォローアップと振り返りに係る原則等の確認</li> </ul>

（備考）「2030 アジェンダ」（英語版）より信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成

### （1）序文（Preamble）

「2030 アジェンダ」の理念が述べられている章であり、書き出しからの主要部分を引用する。

<sup>7</sup> “Sustainable development” は、もともと開発途上国の開発・発展を巡る議論に端を発していることから「持続可能な開発」と訳されることが多いが、状況により「持続可能な発展」とした方が趣旨に合う場合がある。本稿では、「持続可能な開発目標」など固有名詞的に使われているものを除き「持続可能な発展」と訳す場合がある。

(序文 (抜粋))

- このアジェンダは、人間 (people)、地球 (planet) 繁栄 (prosperity) のための行動計画である。これはまた、より自由な普遍的平和 (peace) の強化を追求するものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態・側面の貧困を根絶することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な発展に向け不可欠な条件であると認識する。
- すべての国とすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖と欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる (to shift the world on to a sustainable and resilient path) ために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることを決意している。我々は共にこの旅路に乗り出すに当たり、誰ひとりとして取り残されることはないと宣約する。
- 本日発表する 17 の持続可能な発展のためのゴール (SDGs) と 169 のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの広範さと視座の高さを表している。これらのゴールとターゲットは、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」を基にして、「ミレニアム開発目標」が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。

(備考) 「2030 アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成 (下線筆者)

序文には、「2030 アジェンダ」の理念、すなわち、人間 (people)、地球 (planet)、繁栄 (prosperity) に関わる課題や危機感等を背景に、「世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる」ことを目指すものであることが、端的に謳われている。

なお、「貧困」や「飢餓」の解決は、「2030 アジェンダ」の前身である「ミレニアム開発目標 (MDGs) <sup>8</sup>」で最優先課題とされていたこともあり、「2030 アジェンダ」でも繰り返し言及されている。ちなみに、<図表 4>に示したとおり、SDGs のゴールの過半は MDGs 由来である。

<図表 4> MDGs・SDGs の“ゴール” (■右端列は SDGs ゴールにおける大分類)

MDGs		SDGs		
ゴール 1. 貧困と飢餓の根絶		ゴール 1. 貧困の根絶		■ People (人間)
ゴール 2. 初等教育の普及		ゴール 2. 飢餓の終息		
ゴール 3. ジェンダー平等		ゴール 3. 健康的な生活と幸福		
ゴール 4. 乳幼児死亡率の低減		ゴール 4. 質の高い教育		■ Prosperity (繁栄)
ゴール 5. 妊産婦の健康の改善		ゴール 5. ジェンダー平等		
ゴール 6. HIV・エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止		ゴール 6. 水と衛生設備		
ゴール 7. 環境の持続可能性の確保		ゴール 7. 近代的エネルギー		■ Planet (地球)
ゴール 8. グローバル・パートナーシップの推進		ゴール 8. 経済成長、雇用関係、ディーセント・ワーク		
		ゴール 9. 強靱なインフラ、産業化、イノベーション		
		ゴール 10. 各国内・各国間の不平等の低減		■ Peace (平和)
		ゴール 11. 都市や居住地の包括性・安全性・強靱性・持続可能性		
		ゴール 12. 持続可能な消費と生産のあり方		■ Partnership (パートナーシップ)
		ゴール 13. 気候変動への対応		
		ゴール 14. 海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用		
		ゴール 15. 陸域生態系の保護・回復		
		ゴール 16. 平和で包摂的な社会づくり、司法へのアクセス		
		ゴール 17. 「グローバル・パートナーシップ」取組の施策強化		

(備考) 国連資料等を参考に 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成

<sup>8</sup> 2000年9月の「国連ミレニアムサミット」で採択された「国連ミレニアム宣言」を、過去の合意内容とも合わせ、開発目標に構成し2001年に公表されたもの。2015年に向けた8つのゴールおよび21のターゲットで構成される。

SDGs の枕詞としてもお馴染みの「誰も取り残さない」はこの前文に登場する。その意味するところについては多様な解釈があり得るが、単に博愛の表明にとどまるものではなく、貧困や不平等に内在するリスク（貧困層の増大が社会の不安定化や発展ベースの毀損、さらには格差拡大が中間層の没落を通じて経済活力を損ないかねない、といった相互連関）も念頭に、根絶に向け強い意思が示されたという側面も指摘できる。<sup>9</sup>

なお、後述するように、「2030 アジェンダ」は、発展途上国だけでなく市民団体や民間セクターなどを広く当事者としてまとめられたものであるが、計画の実行に向け、「協同的なパートナーシップ (collaborative partnership)」や「共にこの旅路に乗り出す (embark on this collective journey)」など、共同的な役割が確認・強調されていることも、序文の特徴の一つとなっている。

## (2) 宣言(Declaration)

### ① 発効日、各国政策の尊重等

(パラグラフ 21)

- 新たなゴールとターゲットは 2016 年 1 月より効力を発し、向こう 15 年間に亘り 我々が判断する際の道しるべとなる (will guide the decisions we make)。
- 我々は、それぞれ異なる各国の現状・能力・発展段階を考慮に入れつつ、各国の政策と優先事情も尊重しながら、それぞれの国内、域内、グローバル・レベルで、アジェンダの実現に取り組む。我々は、関連する国際規範やコミットメントとの整合性を維持しつつ、特に開発途上の加盟国については、持続的で包摂的かつ持続可能な経済発展を目指していくための各国の政策的裁量を尊重する。
- また、我々は、持続可能な発展において、広域・区域的な側面や、域内経済統合、相互連結が重要であることも認識している。

(備考)「2030 アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成(下線筆者)

「ゴール」ならびに「ターゲット」は計画実行に向けた各種判断の道しるべの役割を果たすが、実行に当たっては国やグローバル地域等の政策が尊重されるべきことが述べられている。

### ② 民間セクター等の役割

(パラグラフ 39)

- 新アジェンダの広範さと視座の高さを考えれば、その実行を確実なものとするには「グローバル・パートナーシップ」を改めて強化することが必要である。我々は、これに全面的にコミットする。「グローバル・パートナーシップ」は、グローバルな連帯、特に最貧困層や社会的弱者に対する連帯の精神の下で機能する。
- これにより、政府や 民間セクター、市民社会組織、国連機関その他の参画者の連携を高め、あらゆるリソースも動員しながら、全ゴール・ターゲットの達成を後押しするグローバル・レベルの強力な取組みが促進される。

(備考)「2030 アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成(下線筆者)

<sup>9</sup> 国連総会 (2015 年 9 月) 議事録等からの推察

SDGs の前身に当たる MDGs は、主に開発途上国における課題解決の目標であったが、もっぱら国際機関の主導でまとめられた経緯があった。

その後、相互連関する経済・社会・環境課題の世界的広がりに対する認識の高まりも踏まえ、課題解決の主体を、先進国を含む各国政府だけでなく民間セクターや市民社会組織にまで広げて取りまとめられたのが SDGs である。

「2030 アジェンダ」では、それぞれの自主性を尊重しつつも、持続的な発展に向けた各当事者の役割が各所で述べられている。

また、各当事者に求められる役割については、「2030 アジェンダ」の中で独立章（「実行手段とグローバル・パートナーシップ」）を設けて別途記載されており、持続可能な発展の推進エンジンとして民間セクターに期待される役割にも言及されている。

### ③ 各国レベルでのターゲット設定とモニタリング

(パラグラフ 55)

- 持続可能な発展に向けたゴールとターゲットは、各国で異なるそれぞれの現状や、発展能力・発展段階を考慮するとともに、各国の政策や優先課題を尊重した上であまねく適用することのできる、一体不可分にしてグローバルな性格を有するものである。
- ターゲットは、息吹に満ちたグローバルなものとして定義づけられ、各国政府が、地球規模レベルの高い視座を道しるべとしながら、自国の置かれた状況も勘案しつつ、定めるものとなる。
- また、各国政府は、これら高邁かつグローバルなターゲットを国家計画の策定プロセスや政策、戦略に組み込んでいくこととなる。持続可能な発展が、経済、社会、環境分野で進行中のプロセスとリンクしていることを認識することが重要である。

(パラグラフ 47)

- 次の 15 年に亘って、ゴールとターゲットの実行と進捗に係るフォローアップとレビューについては、国際機関／地域機関ならびに各国政府が第一義的な責任を有する。（後略）

(備考)「2030 アジェンダ」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成(下線筆者)

「2030 アジェンダ」では、「ターゲット」は各国政府が「地球規模レベルのターゲットを道しるべとしながら、自国の置かれた状況も勘案しつつ、定める」こととされている。

また、モニタリングに関しても、各国政府等が第一義的な責任を有することとされている(パラグラフ 47)<sup>10</sup>。

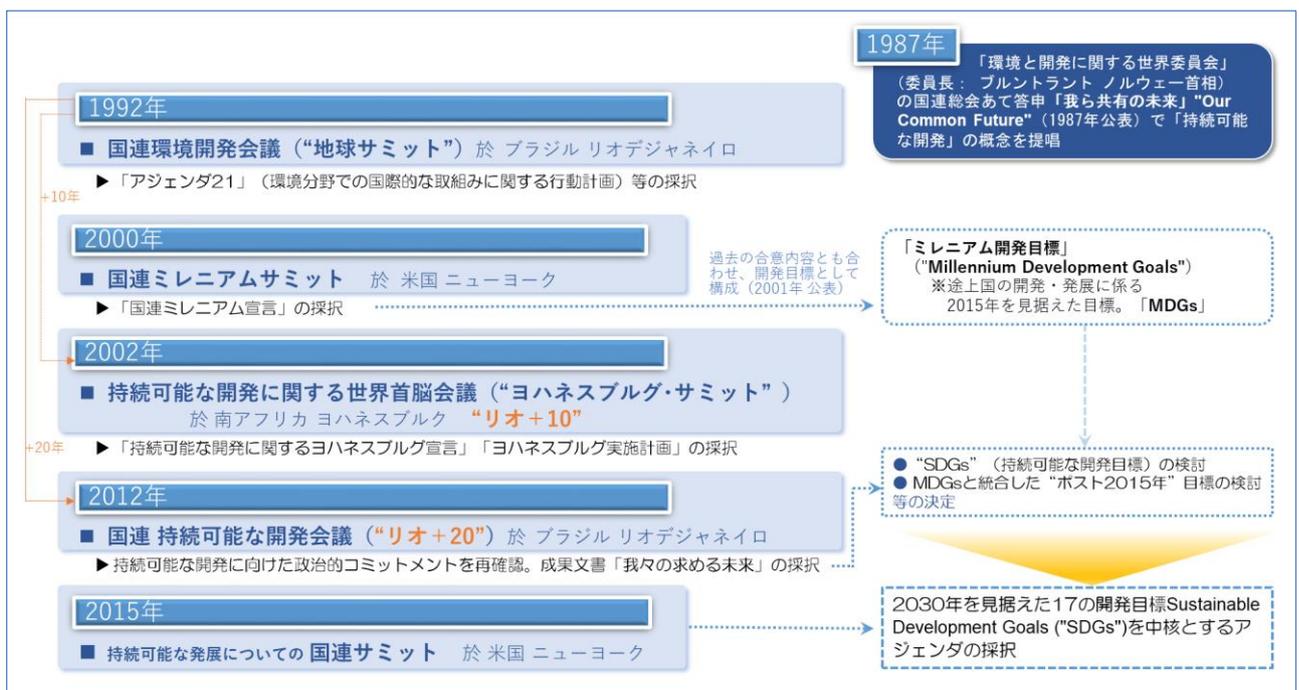
<sup>10</sup> なお、各国がモニタリング指標の策定の際に準拠する国連レベルでの指標は「2030 アジェンダ」の作成時点で完成していなかったが、当該指標はその後専門委員会により取りまとめられ、244(重複を勘案すると 232)の指標から成る「グローバル指標フレームワーク」として 2017 年に承認されている。

日本においては、SDGsに係る“中長期的な国家戦略”として2016年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され（その後、2019年12月に一部改定）、モニタリングに関しても第1回の「自発的国家レビュー」が2017年7月に公表・報告されている。

### 3. 「2030アジェンダ」に至る“sustainable development”の系譜

次に、「持続可能な開発」（sustainable development）の系譜を見ておきたい。SDGsは、前身のMDGsを含め、国際開発に係る様々な過去の規範や合意が土台となって形成されたものであることから、「持続可能な開発」を巡る問題意識を知ることが、「17のゴール」の本質をイメージする一助となり得るためである。

<図表 5> 「持続可能な開発」（“sustainable development”）を巡る系譜



（備考）外務省ウェブサイトの資料等を参考に 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成

「持続可能な開発」は元々、「環境と開発に関する世界委員会」（通称“ブルントラント委員会”）が1987年に発表した国連総会あて答申書『我ら共有の未来（Our Common Future）』の中で掲げられた概念である。

『我ら共有の未来』では、アフリカやラテンアメリカなどの開発途上国において、債務返済の原資捻出のため行う資源開発が商品価格の下落をもたらし、国民の生活水準向上につながっていない等の問題点を指摘した上で、「持続可能な開発」の道筋に移行すべきことを提唱している。

「持続可能な開発」とは、「固定された調和状態ではなく、資源開発、投資、技術発展、制度を、現在の要請もさることながら、未来に整合させる方向に変化させるプロセスの

あり方」とされている<sup>11</sup>。

ここで注目すべきは、「持続可能な開発」の概念が、未来志向に立った「変化させるプロセス (process of change)」と認識されている点である。この思考になぞらえるなら、“持続可能”な社会とは、資源であれ、環境であれ、社会制度であれ、持続可能な方向を自律的に模索し変化させる回路が組み込まれた社会ということになる。

(『我ら共有の未来』より「持続可能な開発」)

- 人類は、現世代がニーズを充足することにより、将来世代がニーズ充足の取組みを諦めざるを得なくなる、といった結果を招かないよう確実を期することを通じて、開発を持続可能なものにしていく能力を有している。持続可能な発展というコンセプトには、制限 — 絶対的な限界ではなく、環境資源に対するテクノロジーや社会機構の現状や、人間の活動の影響を吸収する生物圏の能力によって規定される制限 — がついて回る。しかし、テクノロジーにせよ社会機構にせよ、管理と改善さえすれば、経済成長の新時代につなげることができる。当委員会は、広範な貧困はもはや避けられないと確信する。貧困はそれ自体が悪であるだけでなく、持続可能な発展に向けては、すべての人々の基本的なニーズを満たし、より良い生活への願望を実現するためのすべての機会にまでつながらなければならない。貧困がはびこる世界は、どうしても常に生態系その他の災害を被りがちになる。
- (中略)
- グローバルな持続的発展に向けては、より豊かな人々が、例えばエネルギー使用といった地球環境が許す範囲内のライフスタイルを採用することが必要になる。さらに、急速な人口増加は、資源への圧力を高め、生活水準の向上を遅らせる可能性がある。したがって、持続可能な発展は、人口の規模と拡大が、移り変わる生態系の潜在的成長性と調和している場合にのみ追求することができる。
  - 結局、持続可能な開発は、固定された調和状態ではなく、資源開発、投資、技術発展、制度を、現在の要請もさることながら、未来に整合させる方向に変化させるプロセスのあり方 (process of change) である。 そのプロセスが容易で単純であるとはとても言えない。痛みを伴う選択が必要である。すなわち、つまるところ持続可能な開発は政治的意思にかかっている。

(備考)「我ら共有の未来」(英語版)からの参考訳。信金中央金庫 地域・中小企業研究所 作成(下線筆者)

途上国の開発・発展に係る議論は、その後、地球規模の問題の拡大と、おそらくは“南北問題”<sup>しっこく</sup>的な桎梏が付きまといがちな議論からのブレークスルーもあって、取組対象と関連主体を広げ、SDGsへと引き継がれることとなった。

すでに見たとおり、「2030 アジェンダ」の序文では「世界を持続的かつ強靱な道筋に移行させる」ことが宣言されている。また、そもそも「2030 アジェンダ」の正式名称には、冒頭に「我々の世界を変革する (transforming our world)」と付されており、表題からも変革が不可欠であることが表れている。

「2030 アジェンダ」においても、ブルントラント委員会が提唱した「変化させるプロセス」としての概念は受け継がれていると考えられる。

<sup>11</sup> 「持続可能な開発」の定義として引用されることの多い「将来の世代がその欲求を満たす能力を損なうことなく、現在の世代の欲求を満たす開発」(development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs)も、同じ答申書に登場する説明である。

#### 4. 民間セクターとしてSDGsにどう向き合うべきか

SDGs との関係性を、民間セクターはどう測っていくべきだろうか。大企業をはじめ、SDGs への取組みにつき既に情報発信している企業も多いが、短く触れておきたい。

「2030 アジェンダ」は 2015 年 9 月の国連総会において全会一致で決議された行動計画であるが、それをもって加盟国に法的な拘束力を及ぼすものではなく、ましてや各国の民間セクターに履行義務が発生するということはない。

一方で、格差（不平等）や資源・環境といった課題認識の下、長年の議論と交渉を経て成立した地球レベルの枠組みは、少なくとも中期的には方向性を変えず推進されることが予想される。この大きな流れを踏まえれば、「2030 アジェンダ」に服する義務はないとはいえ、民間セクターにとって SDGs を考慮に入れることが、事業の安定と発展に欠かせないということになる。

SDGs は、民間セクターの立場からは幸いなことに、自由度の高い存在である。SDGs の理念等を十分に理解した上で、「ゴール」や「ターゲット」を取捨選択しつつ、場合によっては、独自の「ゴール」を先取り設定する等もしながら、自社の戦略を定期的に見つめ直し、必要であれば制度設計に修正を加えるといった取組みに活かすことができる。

SDGs という共通言語を通じて発信される“価値創造ストーリー”は、事業の持続的な発展性を高めるだけでなく、ステークホルダーからの評価を高めることにもつながり得る。

民間セクターの取組事例等については、次号で具体的に述べていく予定としている。

#### おわりに

ここまで「2030 アジェンダ」の内容や“sustainable development”議論の歴史から見てきたとおり、「持続可能な発展」の検討は、地球規模での課題や行き詰まり（元々「貧困・不平等」や「資源・環境」など）を念頭に、将来を見据えた方向へ状況を変化させるプロセスを模索することから始まった。

「2030 アジェンダ」において「ゴール」と「ターゲット」の数はそれぞれ 17 と 169 にまで拡大したが、当然のことながら実際の未来がそのまま「ターゲット」に合致するものではない。「ターゲット」は、今後登場し得る個別課題を俯瞰し“変化”に向けた道筋を具体的にイメージするためのヒントと捉えるべきであろう。その意味で SDGs は 2030 年で終わるものではなく、常にゴールを先取りしながら次の段階へと向かうものである。SDGs の下に集う当事者（民間セクターを含む）にとっては、SDGs の理念を“自分事”として消化し、持続可能性の向上に向けた変革に手を打っていくことが一層重要になってくる。

以上  
(平岡 芳博)

<参考資料>

- 朝日新聞社 “【SDGs 認知度調査 第7回報告】SDGs「聞いたことがある」約5割”。2030 SDGs で変える. 2021年4月21日  
[https://miraimedia.asahi.com/sdgs\\_survey07/](https://miraimedia.asahi.com/sdgs_survey07/)
- 国際連合 “*Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*” .  
<https://sdgs.un.org/sites/default/files/publications/21252030%20Agenda%20for%20Sustainable%20Development%20web.pdf>
- 外務省 “(仮訳)「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」”.  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>
- 国際連合 “*United Nations Summit on Sustainable Development 2015 Informal summary*”.  
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/8521Informal%20Summary%20-%20UN%20Summit%20on%20Sustainable%20Development%202015.pdf>
- 外務省 “*JAPAN SDGs Action Platform*” .  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>
- 国際連合 “Report of the World Commission on Environment and Development *Our Common Future*” .  
[https://www.are.admin.ch/dam/are/en/dokumente/nachhaltige\\_entwicklung/dokumente/bericht/our\\_common\\_futurebrundtlandreport1987.pdf.download.pdf/our\\_common\\_futurebrundtlandreport1987.pdf](https://www.are.admin.ch/dam/are/en/dokumente/nachhaltige_entwicklung/dokumente/bericht/our_common_futurebrundtlandreport1987.pdf.download.pdf/our_common_futurebrundtlandreport1987.pdf)
- 南 博、稲葉雅紀 (2020) 『SDGs－危機の時代の羅針盤』岩波新書

本レポートのうち、意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。また、本レポート中の掲載資料は、当研究所が信頼できると考える各種データ等に基づいて作成・加工したものです。その正確性・確実性を保証するものではありません。

## ＜巻末資料＞ SDGs ならびにターゲットの参考記

（「2030 アジェンダ」（英語版）を基に、参考のため信金中央金庫 地域・中小企業研究所にて作成したもの）

### ゴール 1： あらゆる形態の貧困を世界から一掃する

ターゲット	
1.1	2030 年までに、極度の貧困（現行基準： 1 日当たり 1.25 ドル未満で生活している状態 ※）を地上から根絶する。
1.2	2030 年までに、自国定義で何かしらの貧困状態にある男性、女性、子供の割合を全年齢層ベースで少なくとも半減させる。
1.3	すべての人々に、最低生活保障など各国で適切とされる社会保護制度と対策を実現・実行し、2030 年までに貧困層・社会的弱者の相当割合への実装を達成する。
1.4	2030 年までに、土地その他の所有物、相続財産、天然資源、適正新技術、金融サービス（マイクロファイナンスを含む）に対する（基礎的サービスへの）アクセス権・所有権・管理権限だけでなく、経済的資源についても男女問わずすべての人々（また、貧困層・社会的弱者にあっては特に）が平等な権利を有している状況を実現させる。
1.5	2030 年までに、貧困層や社会的弱者のレジリエンス（強靱性）を高め、気候関連の激甚事象や、経済、社会、環境面で打撃や厄災への接点と危険度を低減させる。
1.a	開発途上国（特に後発開発途上国）が、度合いによらず全ての貧困を一掃するための計画・政策の実現・実行に向け、見通しの立つ豊富な選択肢を手にすることができるよう、開発協力の強化等を通じて、調達源の多様化とリソースに係る自由度の大幅な向上を確実なものとする。
1.b	貧困一掃活動への投資拡大を後押しするため、貧困層やジェンダーに配慮した発展戦略に基づいた揺るぎない政策枠組みを、国内、域内、国際レベルで構築する。

※ 記者注： 現行基準（2021 年 6 月現在）では「1 日当たり 1.90 ドル未満」

ゴール2： 飢餓を終わらせ、食の充足と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業の振興を図る

ターゲット	
2.1	2030年までに、飢餓を終息させるとともに、すべての人々（特に貧困層ならびに幼児など社会的弱者）が、安全で栄養価の高い食料をいつでも十分に手にすることができる社会を実現する。
2.2	2025年までに、5歳未満の子供の発育阻害や衰弱に関して国際間で合意された目標値を達成する。このことを含め、2030年までに、あらゆる形態の栄養不良を解消するほか、成長期の女子、妊娠期および授乳期の婦人、ならびに高齢者の栄養需要の課題に対処する。
2.3	2030年までに、小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる。（特に、当該生産者が女性、先住民、家族農家、牧畜および漁業従事者の場合。）目標の達成に向けては、土地やその他生産資源、投入財、業務知識、金融サービス、市場、高付加価値化の機会、農業以外の就業機会への確実・平等なアクセス等を確保する。
2.4	2030年までに、持続可能な食糧生産システムを確実なものとし、足腰の強い農業実務を確立するとともに、生産性・生産量の向上、生態系維持の扶助、気候変動・異常気象・干ばつ・洪水等の災害への対応能力の強化、耕作地・土壌の漸進的な改良へとつなげる。
2.5	2020年までに、国内、域内、国際レベルで適正に管理・多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、家畜やその近縁野生種の遺伝的多様性を保全し、国際的に合意された内容に基づき、遺伝資源やこれに関連する伝統的知識へのアクセス、ならびにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国（特に後発開発途上国）の農業生産能力向上のため、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発、植物・家畜の遺伝子バンクへの投資拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、あらゆる形態の農産物輸出補助金および同等の効果を持つ輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限やひずみを是正・防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかける一助として、食品市場と関連デリバティブ取引が適正に機能するよう様々な措置を講じるとともに、食料備蓄など市場情報のタイムリーな入手に向け環境整備を行う。

ゴール3： 老若を問わずすべての人々に健康的な生活を確保し、  
幸福を増進する

ターゲット	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦死亡率を、出産10万件あたり70人を下回る水準へと低減させる。
3.2	2030年までに、新生児や5歳未満児の死亡事案のうち、避けられたはずの死亡をゼロにする。すべての国で、新生児死亡率については少なくとも出生1,000件当たり12件にまで、5歳未満時死亡率については少なくとも同25件以下にまで低減させることを目指す。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア、顧みられない熱帯病については、これら感染症を根絶し、肝炎、水系感染症、その他の感染性疾患の封じ込めにも取り組む。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による早世件数を、予防と治療を通じて3分の1減少させ、心の健康と幸福度の向上を図る。
3.5	薬物乱用（麻薬摂取やアルコールの有害摂取を含む）に対する予防と治療を強化する。
3.6	2020年までに、道路交通事故による地球規模の死傷者数を半減させる。
3.7	2030年までに、性と生殖に関する保健サービス（家族計画や情報・教育を含む）を誰もが確実に受けられるようにし、性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を国家戦略・計画に確実に組み入れる。
3.8	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）※を実現し、誰もが経済的リスクへの備えや、質の高い基本的保健サービス、安全・効果的・高品質・廉価な必須医薬品やワクチンの提供等を受けられるようにする。
3.9	2030年までに、有害化学物質や大気汚染・水質汚染・土壌汚染による死亡数・疾病数を大幅に低減させる。
3.a	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に定めるところを、世界各国で、状況に応じた方法により推進強化する。
3.b	感染性・非感染性疾患に対するワクチン・医薬品の研究開発（成否の影響を第一に影響を受けるのが開発途上国）を支援する。また、「協定知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）と公衆の健康に関するドーハ宣言」（「TRIPS協定」の関連条項に定められている公衆衛生保護のための柔軟性に係る権利を、開発途上国が制限なく援用することを認めるもの）に基づき、廉価な必須医薬品やワクチンを利用できるようにする。さらには、すべての人々が医薬品を利用できるようにする。
3.c	開発途上国（特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国）において、保健財政と、保健人材の採用・能力開発・トレーニング・定着を大幅に増強する。
3.d	自国および地球規模の健康リスクに関する早期アラーム、リスク軽減、リスク管理に係るすべての国々（特に開発途上国）の能力を強化する。

※ 訳者注： 全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態

ゴール4： すべての人々に、誰でも受けられる公正で質の高い教育を用意し、生涯学習の機会を増進する

ターゲット	
4.1	2030年までに、男女を問わずすべての児童が必ず、無償、公平で質の高い初等・中等教育を修了し有用で効果の高い学習結果が得られるようにする。
4.2	2030年までに、男女を問わずすべての児童が必ず、乳幼児向けの質の高い発達支援およびケアならびに就学前教育を受け、初等教育への準備が整えられるようにする。
4.3	2030年までに、男女を問わずすべての人々が必ず、廉価で質の高い技術教育、職業教育、大学を含む高等教育を等しく受けられるようにする。
4.4	2030年までに、職や相応の働き口、起業の機会を得るために必要な技能（技術的・職業的スキルを含む）を持った若者と成人の数を大幅に増やす。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差をなくすとともに、社会的弱者（障害者や先住民、過酷な環境にある子供たちを含む）が、確実に全段階の教育と職業訓練を不平等なく受けられるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者と大多数の成人が、男女ともに、読み書き能力と基本的な計算能力を確実に身につけられるようにする。
4.7	2030年までに、すべての学習者が、持続可能な発展を推進するために必要な知識と技能を確実に習得できるようにする。（とりわけ、持続可能な発展のための教育と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力文化の推進、地球市民の精神、文化多様性の尊重、持続可能な発展に文化が貢献することへの理解、といった教育を通じて。）
4.a	子どもへの配慮や、障害・ジェンダーへの配慮を備えた教育施設を建設・高度化し、すべての人々に、安全で暴力がなく、誰もが利用でき、実効性のある学習環境を提供する。
4.b	2020年までに、開発途上国（特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、アフリカ諸国）を対象とした、先進国ならびに他の開発途上国における高等教育（職業訓練や情報通信技術（ICT）・技術・工学・科学プログラムを含む）学修のための奨学金制度の数を世界的に大幅拡充する。
4.c	2030年までに、開発途上国（特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国）における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持った教員の数を大幅に増やす。

## ゴール5： ジェンダー平等を実現し、すべての女性と若年女性のエンパワーメントを図る

ターゲット	
5.1	すべての女性・若年女性に対するあらゆる形態の差別を世界から一掃する。
5.2	すべての女性・若年女性に対するあらゆる形態の暴力（公的・私的な場を問わない。人身売買や性的その他の収奪を含む）を世界から一掃する。
5.3	児童婚、早期結婚、強制結婚、性器切除など、あらゆる有害な慣行をなくす。
5.4	無報酬の育児・介護や家事労働を、公共サービス、社会資本および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯内・家族内における責任分担を通じて、認識・評価する。
5.5	政治、経済、公的場面におけるあらゆるレベルの意思決定において、完全で実効性ある女性参画とリーダー就任に向けての機会均等を確実なものとする。
5.6	国際人口開発会議（ICPD）の行動計画と、北京行動綱領および検証会議の成果文書への合意に基づき、性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）に関する権利を誰もが手にできるようにする。
5.a	女性が、経済的資源に対する対等な権利を得るとともに、そもそも土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対する所有権と管理権限が認められるよう、各国法に沿って改革を進める。
5.b	女性のエンパワーメントを促進するため、実現技術、特に情報通信技術（ICT）の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の推進と、あらゆる地位にあるすべての女性・若年女性のエンパワーメントに向け、適正な政策と強制力ある法律の導入・強化を図る。

ゴール6： すべての人々が水と衛生設備の利用、ならびに  
持続的な保守管理を確実に受けられるようにする

ターゲット	
6.1	2030年までに、安全で廉価な飲料水を、誰もが等しく公平に利用できるようにする。
6.2	2030年までに、女性・女兒や社会的弱者の状況には特に配慮しつつ、十分かつ平等な衛生設備と公衆衛生が確実にすべての人々に行きわたるようにするとともに、屋外での用便をゼロにする。
6.3	2030年までに、水質を改善する。推進に向けては、汚染の低減、投棄の廃絶、有害化学物質・化学素材の放出の最小化、未処理排水の割合半減、再生利用・安全再利用の地球規模での大幅な拡大を図る。
6.4	2030年までに、あらゆるセクターで水の利用効率を大幅に改善するとともに、淡水の持続可能な採取・供給を確実なものとするを通じた水不足問題に取組み、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、必要に応じ国境を越えた協力も図りながら、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実行する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼など、様々な水系生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、水・衛生関連の活動・計画における開発途上国向け国際協力と能力構築支援（集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む）を拡大する。
6.b	水・衛生管理の向上に対する地域コミュニティの参画を支援し、活発化させる。

ゴール7： 廉価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーを、  
すべての人々が確実に利用できるようにする

ターゲット	
7.1	2030年までに、廉価かつ信頼できる近代的なエネルギーサービスが、確実に行きわたるようにする。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に引き上げる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、クリーンエネルギーに係る研究や科学技術（再生可能エネルギー、エネルギー効率、先進的でクリーン度の高い化石燃料技術を含む）へのアクセスを円滑化するため国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、先進的かつ持続可能なエネルギーサービスを開発途上国（特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、内陸開発途上国）のすべての人々に提供するため、各支援プログラムに沿って、インフラを拡大し技術を向上させる。

**ゴール 8 : 継続的で包摂的かつ持続可能な経済成長と、完全で生産的な雇用関係、ならびにきちんとした仕事 (decent work) がすべての人々に行き渡るよう促進する**

ターゲット	
8.1	各国の状況に応じ 1 人当たりの経済を持続成長させ、特に後発開発途上国にあっては少なくとも年 7% の GDP 成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化や技術向上、イノベーションを通じて、より高いレベルの経済生産性を達成する
8.3	生産的な活動、きちんとした仕事の創出、起業家精神、創造性やイノベーションを支援する発展重視型の政策を推進し、金融サービスの提供などを通じて中小零細企業の設立や成長を促す。
8.4	消費と生産における世界の資源効率を 2030 年にかけて着実に改善し、先進国の主導のもと、「持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組み」に従って、経済成長と環境悪化を切り離すよう努める。
8.5	2030 年までに、完全で生産的な雇用関係、きちんとした仕事 (ディーセント・ワーク)、同一労働同一賃金が、若者や障害者を含むすべての女性・男性に行き渡るようにする
8.6	2020 年までに、職業にも学業・職業訓練にも就いていない若者の割合を大幅に低減させる。
8.7	強制労働の根絶、現代的奴隷制と人身売買の終息、子ども兵士の募集・使用など最悪形態の児童労働の確実な禁止・撤廃に向けた効果的な措置をただちに実施し、あらゆる形態の児童労働を 2025 年までに終息させる。
8.8	移住労働者 (特に女性の移住労働者) や不安定な雇用状態にある人々を含め、すべての労働者を対象に、労働基本権を保護し安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030 年までに、雇用の創出や地域の文化・産品プロモーションにつながる、持続可能な観光業の推進に向けた政策を立案・実施する。
8.10	銀行取引、保険、その他金融サービスの利用促進、ならびにすべての人々への利用機会拡大に向け、国内金融機関の能力強化を図る。
8.a	「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF)」などを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する「貿易のための援助 (Aft)」を拡大する。
8.b	2020 年までに、若者の雇用のためのグローバル戦略を展開・運用可能にし、国際労働機関 (ILO) の「仕事に関する世界協定」を実施する。

ゴール9： 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を進め、イノベーションを育む

ターゲット	
9.1	経済発展と人間の幸福をサポートするため、すべての人々が廉価かつ公平に利用できることに重点を置きつつ、高品質・高信頼度・持続可能で強靱なインフラ（域内および越境インフラを含む）を開発する。
9.2	こぞって持続可能な工業化に取り組み、2030年までに雇用およびGDPに占める製造業の割合を、各国の状況に応じ大幅に引き上げる。後発開発途上国については、同割合を倍増させる。
9.3	小規模製造業等の企業（特に開発途上国の企業）に対し、好条件融資など金融サービスの活用機会を拡大し、バリューチェーンや市場への参入を促進する。
9.4	2030年までに、インフラを改良するとともに、より高い資源利用効率と、クリーンかつ環境面で揺るぎない技術・産業プロセスを備えた持続可能なものへと、産業を作り変える。すべての国々は、それぞれの能力に応じた取組みを行う。
9.5	すべての国々（特に開発途上国）において、科学研究を強化し工業セクターの技術能力を向上させる。その一環として、2030年までに、イノベーションを促進し、100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させるとともに、研究開発支出を官民で拡大する。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国に対する金融面・技術面・手法面での支援強化を通じて、開発途上国における持続可能で強靱なインフラ開発を後押しする。
9.b	開発途上国における国内の技術開発や研究・イノベーションを、特に産業の多様化や商品への付加価値創造に資するような政策環境の確保等を通じてサポートする。
9.c	ICTの利用機会を大幅に広げ、後発開発途上国において、2020年までに廉価なインターネットサービスが行き渡るよう力を尽くす。

## ゴール10： 各国内および各国間の不平等を減らす

ターゲット	
10.1	2030年までに、所得額で国民下位40%に当たる層の所得成長率が段階的に国内平均に追いつき、その先も上回り続ける状況を実現させる。
10.2	2030年までに、すべての人々が、年齢、性別、障害の有無、人種、民族、出自、宗教、経済的その他の状況に関わりなく能力発揮の機会を得られ、社会的・経済的・政治的に受け容れられ活躍できる状況の実現に努める。
10.3	機会均等を確実なものとし、結果の不平等を減少させる。その実現に向けては、差別的な法律・政策・慣行の撤廃のほか、関連法規・政策の適切な整備等を進める。
10.4	財政・賃金・社会保障政策を中心とした諸政策を導入し、歩みを止めることなく平等を実現していく。
10.5	グローバルな金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを高度化し、法制化を強化・推進する。
10.6	グローバルな経済・金融枠組みにおける意思決定につき、開発途上国の関与力・発言力の強化を確実なものとするすることで、実効性・信頼性・納得性・正当性のより高い枠組みの実現を図る。
10.7	計画性と高い運営力に裏付けられた移住政策の実施等を通じて、秩序・安全性・通常性・責任を備えた移住や人の移動を促進する。
10.a	WTO協定に従い、開発途上国（特に後発開発途上国）に対して「特別かつ異なる待遇」の原則を適用する。
10.b	必要度合の高い加盟国（特に後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国）に対する政府開発援助（ODA）や資金供与（対外直接投資を含む）の実行を、国家計画やプログラムも踏まえつつ促進する。
10.c	2030年までに、在外労働者による送金のコストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を完全になくす。

ゴール 11 : 都市や居住地の包括性、安全性、強靱性、  
持続可能性を向上させる

ターゲット	
11.1	2030年までに、安全・廉価な住宅の十分な供給と基本的サービスにすべての人々が確実に与ることができるようにするとともに、スラムの状況を改善する。
11.2	2030年までに、安全・廉価・至便かつ持続可能な輸送システムをすべての人々が利用できるようにする。社会的弱者、女性、子供、障害者・高齢者のニーズには特に配慮しつつ、とりわけ公共交通輸送の拡大などを通じて、道路交通の安全性向上を図る。
11.3	2030年までに、すべての国々において包括的かつ持続可能な都市化を強化し、もって参加型・統合型かつ持続可能な居住計画・管理の推進に向けた供給力を増強する。
11.4	世界文化遺産と世界自然遺産の保護・保全に向けた取組みを強化する。
11.5	2030年までに、貧困層・社会的弱者の保護に力点を置きつつ、災害（水災を含む）による死者・被害者数を大幅に減らすとともに、直接的経済損失の世界 GDP 比を大幅に引き下げる。
11.6	2030年までに、大気環境や、自治体等による廃棄物管理に特別な注意を払うこと等を通じて、都市における環境への負の影響（1人当たり）を縮減させる。
11.7	2030年までに、安全で開かれた使い勝手のよい緑地や公共スペースを、だれもが（特に、女性、子供、高齢者、障害者が）利用できるようにする。
11.a	開発に係る国レベル・域内レベルの立案を強化することにより、都市部・都市周辺部と農村部間の、経済・社会・環境面での好連携を後押しする。
11.b	包摂性の向上、資源効率化の推進、気候変動の緩和と適応、対災害強靱性の強化に向けた総合対策を導入・実施する都市や居住地の数を、2020年までに大幅に増加させ、「仙台防災枠組 2015-2030」に沿って、あらゆるレベルの総合災害リスク管理を策定し実施する。
11.c	財政・技術支援などを通じ、現地の資材を用いた持続可能で強靱な建物の建築について、後発開発途上国を支援する。

## ゴール 12 : 持続可能な消費と生産のあり方を確実なものにする

ターゲット	
12.1	先進国の主導のもと、開発途上国の発展状況や能力を考慮しつつ、すべての国々が行動を起こし、「持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み (10YFP)」を実行する。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理と有効利用を実現する。
12.3	2030 年までに小売・消費者レベルにおける世界の 1 人当たり食品廃棄を半減させ、収穫後の損失を含めた生産・サプライチェーンの食品ロスを減少させる。
12.4	2020 年までに、化学物質やあらゆる廃棄物につき、合意された国際的な枠組みに沿った、製品ライフサイクルに亘る環境配慮型の管理を実現するとともに、人の健康や環境への悪影響を最小限なものとするため、大気、水、土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に低減する。
12.5	2030 年までに、予防・削減・再生・再利用を通じて、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	企業（特に大企業や多国籍企業）に対し、サステナビリティを踏まえた行動取組みの導入、ならびに、サステナビリティ情報の対外報告への組み入れを促す。
12.7	公の調達にあっては、国の方針や優先順序に従う中で、持続可能性を旨とした調達を行う。
12.8	2030 年までに、持続可能な発展や、自然と調和した様々なライフスタイルに関する情報を誰もが手にし、認識できている状況を確立する。
12.a	より持続可能な消費・生産の形への移行に向け、開発途上国の科学的・技術的能力の強化をサポートする。
12.b	雇用の創出や地域の文化・産品プロモーションにつながる持続可能な観光業の創生に向け、持続可能な発展がもたらす影響の測定手法を開発し導入する。
12.c	無駄な消費につながる非効率な化石燃料補助金を、各国の状況を踏まえた市場の歪みの除去を通じて合理化する。有害な補助金がある場合には、環境への影響を考慮して税制を改正し、補助金を段階的に廃止する等の措置を講じる。その際、開発途上国であることによる特段の必要性や状況を十分考慮するとともに、貧困層や影響の及ぶコミュニティの保護等を通じ、発展に与え得る負の影響を最小化することも考慮する。

### ゴール 13 : 気候変動とその影響を食い止めるため緊急対策を実施する

ターゲット	
13.1	すべての国々において、気候関連の危険や自然災害に対する強靱性と適応能力を向上させる。
13.2	気候変動対策を、国の政策、戦略、ならびに立案過程に組み入れる。
13.3	気候変動に対して、緩和策、適応策、影響の軽減策、早期警戒策に係る教育、啓発、人的・組織的対応能力の向上に取り組む。
13.a	「国連気候変動枠組条約」を締約した先進国によるコミットメント（実効性ある変動緩和策と、その実行過程の透明性を確保する観点から開発途上国に生ずる必要性に取り組むため、2020年までにあらゆる財源から年1,000億ドルを共同で拠出すという目的に向けたもの）を実行し、できる限り早期の資本投入を通じ「緑の気候基金」の本格稼働につなげる。
13.b	後発開発途上国や小島嶼開発途上国において、実効性ある気候変動対策の立案・推進に係る能力を向上させるしくみ（女性、若者、地域、過疎化コミュニティ等に絞った取組みを含む）を開発する。

ゴール 14 : 持続可能な開発に向け、海洋および海洋資源の  
保全を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を  
進める

ターゲット	
14.1	2025 年までに、あらゆる種類の海洋汚染（特に陸側からの作用によるもの。海洋堆積物や富栄養化を含む）を食い止め、大幅に削減する。
14.2	2020 年までに、海洋と沿岸の生態系を持続可能な形で管理・保護し、強靱性の向上等を通じて重大な悪影響の回避を実現するとともに、健全で豊かな海洋の実現に向け生態系の回復に向けた取組みを行う。
14.3	海洋酸性化の問題に取り組み、あらゆるレベルで科学面の協力を強化する等により、悪影響を最小化する。
14.4	2020 年までに、漁獲規制の実効性を向上させるとともに、乱獲、違法・無報告・無規制漁業、破壊的漁法を根絶し、科学的根拠に基づいた管理計画を実施する。これにより、水産資源を、できる限り速やかに、少なくとも、各資源の生物学的特性によって決定される最大持続生産量のレベルまで回復させる。
14.5	2020 年までに、国内法・国際法に則り、入手できる最大限の科学情報に基づき、沿岸域・海域の少なくとも 10% を（海洋保護区として）保全する。
14.6	2020 年までに、漁獲能力や漁獲の過剰化を助長する一定の漁業補助金を禁止するとともに、違法・無報告・無規制漁業につながる補助金は撤廃し、同様の補助金の新たな導入も行わない。その際、開発途上国や後発開発途上国に対する適切かつ有効な「特別かつ異なる待遇」は、WTO 漁業補助金交渉の根幹をなす要素であるべきことを認識する。
14.7	2030 年までに、小島嶼開発途上国・後発開発途上国が海洋資源の持続的利用（漁業、水産養殖、観光事業の持続的な運営など）から受ける経済的便益を増加させる。
14.a	「海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドライン」を考慮しつつ、科学的知見の増進と研究能力の向上ならびに海洋技術の移転に取組み、海洋の健全性を改善させるとともに、海の生物多様性が開発途上国（特に小島嶼開発途上国・後発開発途上国）の発展にもたらす貢献度を向上させる。
14.b	小規模伝統漁法の漁業者に、海洋資源と流通市場の利用を認める。
14.c	「我々の求める未来（the future we want）」の第 158 パラグラフでも触れられているとおり、海洋および海洋資源の保全と持続可能な利用の法的枠組みを定める「海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）」に盛り込まれた国際法の履行を通じて、海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用をさらに進める。

**ゴール 15 : 陸域生態系の保護・回復を行うとともに持続可能性を踏まえた利用を推進し、持続可能な森林経営を行い、砂漠化を食い止め、土地の劣化を反転回復し、生物多様性の喪失を阻止する**

ターゲット	
15.1	2020 年までに、国際合意に基づく義務に則り、陸域・内陸淡水生態系とその恩恵（特に森林、湿地、山地、乾燥地）の保全・回復、持続可能な利用を確実なものとする。
15.2	2020 年までに、持続可能な森林経営をあらゆる種類の森林に拡大し、森林減少を阻止するとともに、劣化した森林を回復させ、新規植林と再植林を地球規模で大きく増加させる。
15.3	2030 年までに、砂漠化を食い止めるとともに、劣化した土地と土壌（砂漠化や干ばつ、洪水の影響を受けた土地を含む）を回復させ、トータルとして土地劣化のない世界の実現に力を尽くす。
15.4	2030 年までに、山岳生態系（生物多様性を含む）の保全を確実にし、持続可能な発展に不可欠な様々な恩恵をもたらす能力の強化を図る。
15.5	緊急かつ有効な対策の実施により、自然生息地の劣化を抑止し、生物多様性の喪失を阻止するとともに、2020 年までに絶滅危惧種の保護と絶滅回避を図る。
15.6	国際合意に則り、遺伝資源の利用から生じる利益の配分に係る公正性・公平性を高めるとともに、遺伝資源の利用に係る機会の適切性を向上させる。
15.7	保護対象種となっている動植物の密猟や違法売買の根絶に向けた緊急対策を実施し、違法対象となる野生生物製品の需要問題・供給問題の双方に取り組む。
15.8	2020 年までに、外来種の侵入防止と、外来種による陸や海の生態系への影響の大幅低減に向けた対策を導入し、優占種の制御・一掃を図る。
15.9	2020 年までに、生態系ならびに生物多様性の評価価値を、国や地域の計画策定、開発プロセス、貧困削減のための戦略や会計に組み込む。
15.a	資金調達規模を大幅に拡大するとともに調達先を多様化し、生物多様性および生態系の保全ならびに持続性ある利用を図る。
15.b	資金調達規模を大幅に拡充するとともに調達先を全レベルに拡大し、持続可能な森林経営の資金調達と、開発途上国による森林経営（保全や再植林を含む）推進のためのインセンティブ拡充を図る。
15.c	保護種の密猟や違法売買を阻止する取組みに対するグローバルな支援（地元コミュニティに対する持続的な生計追求力の向上サポート等を含む）を増強する。

ゴール 16 : 持続可能な発展に向け平和で包摂的な社会づくりを推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルで実効性と説明力の高い包摂的な制度を構築する

ターゲット	
16.1	全世界で、あらゆる形態の暴力と、暴力関連の死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに向けた虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力を一掃し、子どもへの拷問をなくす。
16.3	国内ならびに国際レベルにおいて法の支配を推進し、すべての人々が等しく司法を利用できるようにする。
16.4	2030年までに、資金や武器の違法な流通を大幅に減少させるとともに、奪われた資産の回収や返還の道筋を強化し、あらゆる形態の組織犯罪の根絶に取り組む。
16.5	形態のいかんを問わず、あらゆる贈収賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、実効性・説明力・透明性の高い仕組みを構築する。
16.7	あらゆるレベルにおいて、時機を捉えた意思決定、だれも排除しない意思決定、参加型・代議型の政策決定を確保する。
16.8	開発途上国によるグローバル・ガバナンス機関への参画を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々が法律上の身元確定（出生登録など）の機会を得られるようにする。
16.10	国内法規や国際協定に従い、市民からの情報アクセス権を承認するとともに、基本的な自由を保障する。
16.a	暴力の未然防止と、テロリズム・犯罪の阻止に向け、あらゆるレベルでの能力構築のため（特に開発途上国）、国際協力等を通じて関連国内機関を強化する。
16.b	持続可能な発展に向け、差別的でない法律や政策を推進・施行する。

## ゴール17：「持続可能な発展に向けたグローバル・パートナーシップ」取組の施策強化と再活性化を図る

(※「ゴール17」後半は次ページ)

ターゲット	
17.1	税金その他の国内財源の拡大に向け、開発途上国への国際支援等に際し、国内の資金調達策の強化を図る。
17.2	先進国は、コミット済みの ODA（開発途上国向けの ODA にあつては GNI 比 0.7%、後発開発途上国向けにあつては同 0.15～0.20%の目標を達成するとして、多くの先進国によるコミットメントを含む）を完全履行する。ODA 供与国には、後発開発途上国向けの目標として、ODA/GNI 比を少なくとも 0.20%とすることの検討が望まれる。
17.3	開発途上国のための財源として、複数の調達源から追加財源を確保する。
17.4	開発途上国の債務負担に関し、長期的な持続可能性の確保に向け、必要に応じ追加的な債務調達や、債務免除、債務のリストラクチャリング等も含む協調策の適用をアシストするとともに、重債務貧困国（HIPC）の対外債務負担の削減にも取り組む。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・遂行する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）に関し、アクセスも含め、南北協力や南南協力、地域・国際的な三角協力を強化するとともに、相互合意（国連レベルをはじめとした既存メカニズムによる調整機能の改善や、グローバルな技術促進メカニズムなどを通じた協調を含む）の下で知見共有を推進する。
17.7	開発途上国に対し、相互に合意した有利な条件（譲許的・特恵的条件を含む）の下で、環境に配慮した技術の開発・移転・普及・拡散を図る。
17.8	後発開発途上国のための技術バンクや科学技術イノベーション能力構築メカニズムの本格的な運用を 2017 年までに開始し、実現技術（特に情報通信技術（ICT））の活用を強化する。
17.9	全 SDGs の達成を目指す国家戦略を後押しするため、開発途上国における実効性とターゲット性を伴う能力構築メカニズムの実現に向けた国際支援（南北協力、南南協力、三角協力などを通じた支援を含む）を強化する。
17.10	ドーハ開発アジェンダの交渉結果などを踏まえ、WTO の下、普遍的でルールに基づいた、オープンにして差別的でない、公平な多角的貿易体制を推進する。
17.11	世界の輸出高に占める後発開発途上国のシェアを 2020 年までに倍増することを特に視野に入れつつ、開発途上国の輸出高を大幅に拡大する。
17.12	すべての後発開発途上国に対し、WTO の決定に沿った条件で（後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明かつ簡便で、市場アクセスの円滑化に寄与するものであると保障するなど）、無税・無枠・継続ベースの市場アクセス便益を、時宜に適った形で付与する。

(「ゴール17」 続き)

ターゲット	
17.13	政策協調ならびに一貫した政策等を通じ、世界的なマクロ経済の安定性を高める。
17.14	持続可能な発展に向け、一貫した政策を強化する。
17.15	貧困解消と持続可能な発展に向けた政策を確立・実現するため、各国の政策的裁量とリーダーシップを尊重する。
17.16	「持続可能な発展に向けたグローバル・パートナーシップ」を強化し、併せて、知見・専門知識・金融資源の結集と共有をもたらすマルチステークホルダー・パートナーシップを追求することで、すべての国々（特に開発途上国）のSDGs達成を後押しする。
17.17	有望な公的・官民・非営利等のパートナーシップを奨励・推進し、当該パートナーシップの経験値や調達戦略を拡大展開する。
17.18	2020年までに、開発途上国（後発開発途上国や小島嶼開発途上国を含む）に対し、当該国の状況を示す様々な特性（所得、ジェンダー、年齢、人種、民族、在留資格、障害、居住地等）ごとに細分類された、高品質・直近・高信頼度データの収集能力を大幅に高めるための能力構築に向けた支援を強化する。
17.19	2030年までに、持続可能な発展の進捗状況を測定するための尺度（GDPを補完するもの）の開発に向けた従来の取組みを一層強化するとともに、統計作成に係る開発途上国の能力構築を支援する。

## 【バックナンバーのご案内：金融調査情報】（2021年度）

号 数	題 名	発行年月
2021-1	信用金庫の若年層取引の強化策 - 事前課題の集計結果 -	2021年4月
2021-2	信用金庫の本部組織改革への取組み - 事前課題の集計結果 -	2021年4月
2021-3	信用金庫と国内銀行の医療・福祉向け貸出動向とコロナ禍の環境下での医療機関の収益動向等	2021年4月
2021-4	2020年度の全国信用金庫主要勘定状況（速報） - 預金は7.1%増、貸出金は7.9%増とコロナ禍で高い伸び -	2021年4月
2021-5	信用金庫の高齢層取引の強化 - 事前課題の集計結果 -	2021年5月
2021-6	信用金庫の営業店人員の適正化 - 事前課題の集計結果 -	2021年5月
2021-7	信用金庫による補助金申請支援 -事業への理解をもとにウィズコロナの本業支援を-	2021年5月
2021-8	信用金庫の非対面チャネルの強化 - 事前課題の集計結果 -	2021年6月
2021-9	コロナ禍における信用金庫経営② - 事前課題の集計結果 -	2021年6月
2021-10	大和証券株式会社のベテラン層社員の活躍拡大策	2021年6月

## 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 活動状況 (2021年5月実績)

### ○レポート等の発行状況

発行日	レポート分類	通巻	タイトル
21.5.7	内外金利・為替見通し	2021-2	物価目標の達成は相当先になる見通し。日銀の超緩和策は当分継続されよう
21.5.7	内外経済・金融動向	2021-1	コロナ回復期にある日本の設備投資の持続性ーリーマンショック時との比較や資産別、業種別にみて分かることー
21.5.7	内外経済・金融動向	2021-2	日本の経済主体別にみた資金需給と金融資産・負債の動向ーコロナ禍における部門間の資金流入（資金循環）・各部門の資金過不足の状況を考察ー
21.5.13	ニュース&トピックス	2021-9	2021年4月末の業態別貸出金動向（速報） ー都市銀行は1.1%増に鈍化、信用金庫は7.7%増ー
21.5.20	経済見通し	2021-1	実質成長率は21年度3.1%、22年度2.2%と予測ー新型コロナウイルスの感染収束は22年にずれ込む見通しー
21.5.20	産業企業情報	2021-2	中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか（総括編）ー「早めの対応が不可欠」であることの再認識をー
21.5.28	金融調査情報	2021-5	信用金庫の高齢層取引の強化 ー事前課題の集計結果ー
21.5.28	金融調査情報	2021-6	信用金庫の営業店人員の適正化 ー事前課題の集計結果ー
21.5.28	金融調査情報	2021-7	信用金庫による補助金申請支援 ー事業への理解をもとにウィズコロナの本業支援をー

### ○講演等の実施状況

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
21.5.19	日本経済の現状と株式・為替相場の見通し	多摩信用金庫	角田 匠
21.5.27	新型コロナウイルス感染症拡大下における中小企業の業況と金融機関の融資動向	関西信栄研究会	大野英明

<信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号

TEL: 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX: 03-3278-7048

e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp

URL <https://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)

<https://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)